

岡山県行政書士政治連盟規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、岡山県行政書士政治連盟（以下「本連盟」という。）と称し、事務所を岡山市に置く。

(目 的)

第2条 本連盟は、日本行政書士政治連盟（以下「日政連」という。）及び岡山県行政書士会と連携して、行政書士の社会的、経済的地位の向上、政治意識の高揚を図り、行政の円滑な推進に寄与するとともに、国民の福祉に貢献するために必要な政治活動を行うことを目的とする。

(事 業)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するため日政連に加入し、日政連との緊密な連携のもとに次の事業を行う。

- (1) 行政書士制度の充実発展を期するための政治活動
- (2) 行政の円滑な推進を期するための政治活動
- (3) 広報活動及び機関紙の発行
- (4) 関係団体との連絡協調
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

(組 織)

第4条 本連盟は、本連盟の規約の目的に賛同し入会届を提出した者（以下「会員」という。）をもって組織する。

2 前項の会員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 正会員（岡山県行政書士会の個人会員である会員。以下同じ。）
- (2) 賛助会員（前号以外の会員をいう。以下同じ。）

3 入会届の様式は、別記様式1（正会員入会届）及び別記様式2（賛助会員入会届）とする。

4 正会員として入会届を提出するときは、当該入会届に岡山県行政書士会へ提出する行政書士入会届又は個人会員変更届の写しを添付するものとする。

第2章 役 員

(役 員)

第5条 本連盟に、次の各号の区分に応じ、当該各号に規定する人数の役員を置く。

- (1) 幹 事 15名以上30名以内
- (2) 会計監事 2名以上 4名以内

2 前項第1号の幹事のうち1名を会長、2名以内を副会長、1名を幹事長、7名以内を副幹事長とする。

(役員を選任)

第6条 幹事及び会計監事は、正会員である岡山県行政書士会の役員をその候補者として、大会で選任する。

(会長の選任)

第7条 会長の選任は、大会において幹事が選任された後、直ちに、当該幹事を構成員とする幹事会を開き、当該幹事の互選によるものとする。この場合において、当該大会に互選の結果を報告しなければならない。

- 2 前項の幹事会は、第23条及び第24条の規定は適用しない。
- 3 第1項の幹事会及び幹事に関する事項は別に定める。

(副会長等の指名)

第8条 副会長、幹事長及び副幹事長は、幹事のうちから会長が指名する。ただし、副幹事長については、幹事会の議を経て、正会員のうちから指名することができる。

(役員職務)

第9条 会長は、本連盟を代表し本連盟の業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長の職務を行う。
- 3 幹事長及び副幹事長は、会長の命を受けて第3条第1号、第2号及び第5号に掲げる事業を行う。
- 4 幹事は、幹事会を構成し本連盟の業務の執行を決定する。
- 5 会計監事は、本連盟の資産及び会計の状況を監査する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、選任された定期大会の終了のときからその翌々年の定期大会の終了のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員として選任された役員任期は、同種役員任期の残存期間と同一とする。

(役員退任)

第11条 役員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、退任するものとする。

- (1) 正会員の資格を失ったとき。
- (2) 大会において解任の議決があったとき。

(顧問及び相談役)

第12条 本連盟に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、幹事会に諮って会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役任期は、その委嘱をした会長の任期と同一とする。
- 4 顧問及び相談役は、本連盟の重要な事項について、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

(費用弁償)

第13条 正会員が本連盟の業務に従事したときは、費用を弁償することができる。ただし、大会に係るものは除く。

- 2 費用弁償に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 会議

(会議)

第14条 本連盟の会議は、次のとおりとする。

- (1) 大会
- (2) 幹事会

- (3) 前2号のほか本連盟が必要と認める会議
2 前項第3号の会議に関する事項は別に定める。

(大会)

- 第15条 大会は、定期大会及び臨時大会の2種とする。
2 定期大会は毎会計年度終了後2月以内に会長がこれを招集する。
3 臨時大会は、会長が必要と認めたとき、又は正会員総数の3分の1以上から大会開催の要求があったときに開催する。
4 会長は、大会を招集するときは、開催日の2週間前までに、正会員に対してその通知を発しななければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。
5 前項の通知には、大会の日時、場所及び大会の目的である事項を記載しなければならない。
6 大会開催通知の様式は、別記様式3とする。

(大会の構成)

- 第16条 大会は、本連盟の最高議決機関とし、正会員をもって構成する。

(大会の議長等)

- 第17条 大会の議長及び副議長は、大会に現に出席した正会員のうちから選任する。

(大会の議決)

- 第18条 大会の議決は、出席した正会員の総数の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(大会の議決権)

- 第19条 正会員は、1の議決権を有する。
2 大会に出席することのできない正会員は、第15条第5項の規定によりあらかじめ通知された事項について、出席する正会員を指定代理人とした委任状を本連盟に提出することにより議決権を行使することができる。ただし、第20条第8号に関する事項については、現に出席した正会員のみが議決権を行使することができる。
3 前項に規定する委任状を提出した正会員は、大会に出席したものとみなす。
4 第2項において規定する委任状の様式は、別記様式4とする。
5 第2項において、委任状に代理人を記載しないものにあつては、会長に委任したものとみなし、同項の規定を適用する。

(大会の議決事項)

- 第20条 大会は、次の事項を議決する。
(1) 予算の決定及び決算の承認に関する事項
(2) 運動方針の決定に関する事項
(3) 幹事及び会計監事の選任及び解任に関する事項
(4) 削除
(5) 規約の制定及び改廃に関する事項
(6) 会費等の額の決定に関する事項
(7) 幹事会において大会に付議することを相当と認められた事項
(8) 大会において大会で議決すべきものと認められた事項

(議事録)

第21条 大会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び現に出席した正会員のうち議長が指名したもの2名がその内容を確認して署名押印しなければならない。

(大会の運営)

第22条 大会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(幹事会)

第23条 幹事会は会長が招集し、会長が議長となる。副議長は会長が指名する。

2 幹事会は、その構成員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 幹事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、緊急を要する事項について、幹事会の書面による賛否を求め、幹事会の議決に代えることができる。

5 前項に規定する書面については、電磁的記録に係る記録媒体により行うことができる。

6 前項の規定により電磁的記録を用いた場合、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。

(幹事会の議決事項)

第24条 幹事会は、次に掲げる事項を議決する。

(1) 大会において議決した事項の執行に関する事項

(2) 大会に付議すべき事項に関する事項

(3) この規約の執行に必要な細則等の制定及び改廃に関する事項

(4) 各種委員会の設置に関する事項

(5) 国会議員並びに地方公共団体の議員及び長の各選挙に際し、その候補者の推薦に関する事項

(6) 日政連の役員候補者の推薦に関する事項

(7) 日政連の大会の代議員の選任及び解任に関する事項

(8) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項

第4章 会計

(事業年度及び会計年度)

第25条 本連盟の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、その翌年の3月31日に終わる。

(経費)

第26条 本連盟の経費は、会費及び寄附金、その他の収入をもって支弁する。

2 前項の会費の額は、1月につき600円とする。

3 会員は、前項の会費の12月分を本連盟が指定する期限までに納入しなければならない。ただし、年度中途に入会又は退会する会員にあっては、別に定める。

(予算)

第27条 会長は、毎年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、幹事会の承認を得て当該年度の大会の議決を得なければならない。

2 会長は、予算が成立しない期間においては、通常の職務を執行するに必要な経費に限り幹事会の承認を得て支出することができる。

(決算)

第28条 会長は、毎会計年度の終了後、2月以内に決算書を作成し、会計監事の監査を受けなければならない。

2 前項の決算書は、同項の監査の終了後幹事会の承認を受けるものとする。

(会計責任者等)

第29条 本連盟に政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条に規定する政治団体の届出に係る会計責任者及びその職務を代行する者（以下「会計責任者等」という。）を置く。

2 会計責任者等は、幹事のうちから会長が指名する。

第5章 補 則

(業務組織)

第29条の2 第3条第3号、第4号及び第5号に規定する事業を実施するため、次のとおり委員会を置く。

- (1) 総務委員会
- (2) 法規委員会
- (3) 広報委員会

2 前項各号の委員会の委員は、会長が幹事のうちから任命するものとする。

(事務局)

第30条 本連盟の事務を処理するため、事務局を置く。

(加盟)

第31条 本連盟は、日政連に加入してその構成員となる。

2 本連盟は、日政連に対して負担金を納入する。

(規則等への委任)

第32条 この規約の施行について必要な事項は、規則又は規程で定めることができる。

附 則（昭和58年4月7日定期大会議決）

- 1 この規約は、成立の日から施行する。
- 2 本支部設立当初の会費は、月額200円とする。
- 3 設立当初の役員は、第8条の規定にかかわらず、設立大会で選任し、その任期は、就任後1回目の定期大会終了時までとする。
- 4 設立初年度の事業年度及び会計年度は、第18条の規定にかかわらず設立の日から昭和59年3月31日までとする。

附 則（平成6年5月21日定期大会議決）

この規約の改正は、平成6年5月21日から施行する。（大会決議事項「日政連大会代議員の選任に関する事項」を幹事会の決議事項とする。）

附 則（平成9年5月17日定期大会議決）
この規約の改正は、平成9年6月1日から施行する。
（議決権の行使の追加、会費月額200円を300円に改める。）

附 則（平成13年5月26日定期大会議決）
この規約の改正は、平成13年7月1日から施行する。
（会費月額300円を400円に改める。）

附 則（平成14年5月24日定期大会議決）
この規約の改正は、平成14年6月1日から施行する。（副幹事長の職を設ける。）

附 則（平成15年5月23日定期大会議決）
この規約の改正は、平成15年5月23日から施行する。
（第7条第3項に副幹事長の職務を追加する。）

附 則（平成16年5月21日定期大会議決）
この規約の改正は、平成16年8月1日から施行する。
（行政書士法の改正により岡山県行政書士会会則が改正され、個人会員及び法人会員が設けられることに伴い、本会の会員を個人会員に限定する。）

附 則（平成19年5月25日定期大会議決）
この規約の改正は、平成19年5月25日から施行する。（副幹事長の定数5名以内を7名以内に増員する。）

附 則（平成20年5月30日定期大会議決）
この規約の改正は、平成20年5月30日から施行する。ただし、第19条第2項は、平成21年4月1日から適用する。
（日本行政書士政治連盟の構成員としての位置付け及び日政連への負担金の納入の義務化、会費の額の改定）

附 則（平成21年5月29日定期大会議決）
この規約の改正は、平成21年5月29日から施行する。
（全体の構成を見直し、章の新設。役員の数数の修正。大会及び幹事会に副議長の新設。役員又は会員が支部の業務に従事したときの費用弁償の新設。大会の議決権について新設。大会の動議について新設。予算及び決算について新設。）

附 則（平成22年5月21日定期大会議決）
この規約の改正は、平成22年5月21日から施行する。【大会の議事録について新設。】

附 則（平成23年5月27日定期大会議決）
この規約の改正は、平成24年4月1日から施行する。
（会費月額500円を600円に改める。）

附 則（平成25年5月31日定期大会議決）
（施行期日）

1 この規約の改正【以下「改正規約」という。】は、平成25年5月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正規約の施行前にすでに日本行政書士政治連盟岡山県支部に会費を納入している者にあつては、第4条第1項の規定にかかわらず、入会届を本連盟に提出したものとし本連盟の正会員とする。

(題名の改正、入会手続の新設、会費の納入義務の新設、役員及び会長の選任方法の改正、役員の退任の改正、相談役の新設。)

附 則 (平成26年5月30日定期大会議決)

(施行期日)

- 1 この規約の改正は、平成26年5月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正規約の施行前に会費を納入している者は、第4条第1項の規定にかかわらず、入会届を本連盟に提出したものとし本連盟の正会員とする。施行後において会費を納入する者についても同様とする。

(別記様式1)

正会員入会届

平成 年 月 日

岡山県行政書士政治連盟 会長 殿

岡山県行政書士会会員

自宅住所

自宅電話番号

氏名

注記：氏名は署名又は記名押印（認印又は職印）のこと。

私は、岡山県行政書士政治連盟規約の目的に賛同して、岡山県行政書士政治連盟に加入し、岡山県行政書士政治連盟規約を遵守します。

なお、会費については、貴会の指定する期限までに、必ず納入することを誓約いたします。

また、国政選挙及び地方選挙において、岡山県行政書士政治連盟が推薦する立候補者の選挙活動にこの届出書の情報を岡山県行政書士政治連盟が利用することに同意します。

注記：岡山県行政書士会の個人会員入会届の写しを添付すること。

(別記様式2)

賛助会員入会届

平成 年 月 日

岡山県行政書士政治連盟 会長 殿

住 所

氏 名

注記：氏名は署名又は記名押印のこと。

私は、岡山県行政書士政治連盟規約の目的に賛同して、岡山県行政書士政治連盟に加入いたします。

なお、会費については、貴会の指定する期限までに、必ず納入することを誓約いたします。

(別記様式3)

平成 年 月 日

会員各位

岡山県行政書士政治連盟
会 長

平成 年度 定期 (又は臨時) 大会のご案内

定時 (又は臨時) 大会を下記のとおり開催いたしますので、万障お繰り合わせのうえご出席ください。

当日提案する議案は、別添定時 (又は臨時) 大会資料のとおりです。

大会において、議案の一部について説明を省略いたしますので、必ず、ご一読のうえ当日ご持参ください。

なお、準備の都合がありますのでご出席の有無を 月 日までに事務局必着で同封のハガキで必ずお知らせください。

記

日時：平成 年 月 日 (金曜日) 平成 年度岡山県行政書士会定時総会終了後

会場：

岡山市 TEL

大会に提案する議案

別添 平成 年度 定時 (又は臨時) 大会資料のとおり

(別記様式4)

岡山県行政書士政治連盟

平成 年度 定期(臨時)大会

(平成 年 月 日開催・会場)

ご出席 ご欠席

(注) 該当する方を○で囲んでください。

住 所:

会員名(自署):

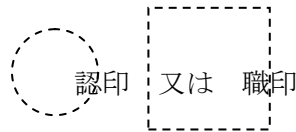
- ご欠席される場合で、議決権を行使される方は、次の委任状に委任者及び受任者の氏名を記載し、認印又は職印を押印してください。なお、議決権を行使できる範囲は、あらかじめ通知された議案のみです。
- 委任状に、委任者の印の押印のないものは無効とします。
- 委任状に、受任者の氏名が記載されていないものは、会長に委任したものとみなします。

委 任 状

を代理人と定め、平成 年 月 日開催の平成 年度定期(臨時)大会における議決権行使に関する権限を委任します。

平成 年 月 日

会員名



注記: 委任状に押印する印は、職印又は認印とする

備考 用紙は120×235mm私製ハガキとする。【ただし、岡山県行政書士会の様式に併記するものとする】